

# 入札説明書

奈良県立民俗博物館旧岩本家耐震補強工事等実施設計業務

5文資第30号

令和5年6月

奈良県文化・教育・くらし創造部  
文化資源活用課

# 入 札 説 明 書

奈良県立民俗博物館旧岩本家耐震補強工事等実施設計業務にかかる入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加申込書の提出日から競争入札参加資格確認申請書の提出日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。
- (6) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。

(10) (8) 及び (9) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 2 競争入札参加申込書の作成・提出について

この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込書を下記により提出し、競争入札参加申込書受理書の交付を受けなければなりません。

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 競争入札参加申込書は別記様式 1 により作成してください。
- (3) 競争入札参加申込書については入札公告第 3 に定めるところにより提出してください。

## 3 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。競争入札参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

### (1) 競争入札参加確認申請書等の提出

- ア 提出期限 入札公告第 3 に記載のとおり  
期限までに提出されなかった場合は失格となります。
- イ 提出方法 入札公告第 3 に記載のとおり
- ウ 提出部数 各 1 部

### (2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。
- エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の差し替え並びに再提出は認めません。
- オ 競争入札参加資格確認申請書は別記様式 2 により作成してください。
- カ 入札公告第 2 に定める業務実績、配置予定技術者の資格等を別記様式 3 により作成してください。

## 4 施工体制確認調査

この入札は施工体制確認調査の対象業務です。落札候補者は、開札後、提出書類一覧に示す様式 1～5 に定める提出書類に添付資料を添えて提出してください。

開札後、落札候補者の提出書類の審査を行うとともに、必要に応じ聞き取り調査を実施する場合があります。聞き取り調査に応じない場合は失格となります。また、入札参加停止となる場合もありますのでご注意ください。

なお、適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

### (1) 施工体制確認調査書類の提出

- ア 提出期限 入札公告第 3 に記載のとおり

期限までに提出されなかった場合は失格となります。

イ 提出方法 入札公告第3に記載のとおり

ウ 提出部数 各1部

(2) 施工体制確認調査書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出された施工体制確認調査書類は、施工体制の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された施工体制確認調査書類は返却しません。

エ 施工体制確認調査書類は下記のとおりとし、次に従い作成してください。

提出書類一覧 提出部数 各1部 (代表者印等を押したもの)

様式番号	様式名
様式1	施工体制確認調査報告書
様式2	実施体制及び配置予定技術者名簿
様式3	積算内訳書
様式4	手持ちの建築設計等業務の状況
様式5	工程計画

\* 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が書類作成上の注意事項又は記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。

\* 提出期限 (追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限) 後における書類の訂正、差し替え等はできません。提出書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。提出書類に不備 (積算内訳及び配置予定技術者に影響しない軽微な不備を除きます。) がある場合は失格となります。

\* 下記の場合も契約審査会により適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 積算内訳等が設計仕様に適合しない場合

エ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

オ 上記のほか、業務の適正な実施が確保されないおそれがあると認められる場合

5 入札の手続

(1) 入札書は、書留郵便により提出してください。

(2) 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(3) 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 競争入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

- (5) 入札書の提出は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に『奈良県立民俗博物館旧岩本家耐震補強工事等実施設計業務入札書在中』と朱書きのうえ企業名を明記し、中封筒（直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしたもの）には入札書を入れ、奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課長あての親展とし、入札公告第3に定める期限までに到着するように発送してください。

## 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 競争入札参加申込書受理書の交付を受けたものであっても、開札の日までの間において入札参加停止を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

## 7 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した者又はその代理人を立会人として行うものとします。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を提出してください。ただし、入札書を郵送してきた参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行います。

- (2) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

ただし、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で、落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定できるまで順次調査を実施します。

- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、入札公告第3に定めるところにより「くじ」を実施し、落札候補者の順位を決定します。「くじ」を辞退することはできません。くじの対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。代理人が立ち会う場合は、委任状を提出してください。

なお、当日、参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員が代理でくじを引くこととします。

## 8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札（候補）者が入札説明書1の（1）から（5）の条件を満たさないこととなったときは、契約を締結しません。

## 9 技術者の配置

落札者は別記様式3及び入札説明書4の(2)の提出書類一覧における様式2に定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

## 10 その他

### (1) 契約の解除

契約締結後、受注者が入札説明書1の(6)から(10)又は次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

ア 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。以下同じ。)に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

イ 受注者が、入札説明書1の(6)から(10)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

上記クの届出を怠った場合は、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。

### (2) 奈良県公契約条例の遵守

本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

ア 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

イ 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

(ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。

(イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

(ウ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

(エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

(オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

ウ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

11 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課

電話 0742-27-8975